

「権利としての教育」から「国家発展のための教育」へ
 ～教育条項改憲で姿を現す「国家主義」～

1. 教育の意味を変える改憲

(1) どう変えようとしているのか。

自民党は 2017 年の総選挙で教育無償化を公約に掲げました。消費税の使い道を変えて教育に資金を投じるから民意を問わなければならない、そもそもわけの分からない理由ではじまった選挙でした。ところが選挙後は無償化から事実上撤退してしまいました。それならば教育について定めた 26 条に手をつける理由などなくなるようにも思えます。それでも改憲案の検討にあたっては、この条文に手をつけようとしています。もともと無償化などとまったく関係のないところに 26 条改憲の目的はありました。そこを見極めるため、自民党が 2012 年に公表した改憲草案を確認します。

26 条 全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。
 ②全て国民は、法律の定めるところにより、その保護する子に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、無償とする。
 ③国は、教育が国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。
 (下線部が変更部分)

現行憲法の 26 条が、教育を受ける権利を定めたものであることは、いまさら言うまでもありません。「義務教育」も、こどもの権利を守るために、保護するところの者に義務を課したのであり、あくまでも権利の規定です。自民党も教育を受ける権利を表向きは否定してはいません。1 項、2 項は言葉を少しいじり、ひらがなを漢字に変えたりしますが、文章はそのまま残しています。問題は新設される 3 項です。

3 項は 1 項 2 項とは異質です。何よりも権利には言及していません。もし国の努力義務を書き込みたいならば、「国は、国民の教育を受ける権利を保障するために、教育環境の整備に努めなければならない」とするのが、現行憲法の中で整合性のとれた書き方になるはずですが、ところが自民党の改憲案は、教育は「国の未来を切り拓く上で欠くことのできないもの」と前の条項とはまったく無関係に言い切っています。これで何が変わるのでしょうか。

(2) 何を「鑑み」る教育か。

いまの憲法は教育を受ける国民の権利を明確に定めています。ですからそれ以上何も書かなくとも、国民の権利を保障するために、国は努力しなければならないのです。ですから先ほどのような努力規定はそもそも不要なのです。ところがあえてそれを書き込もうとする改憲案にはとんでもない仕掛けがあるのです。

改憲案は「国は…教育環境の整備に努めなければならない」と国の努力義務を定めます。仕掛けは「…」と省略したところにあります。そこにはいま確認した「国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み」という文言がはいるわけです。これが書き込まれることにより、一人ひとりの国民の権利の保障ではなく、国家の発展を「鑑み」て「教育環境の整備」はすすめられることとなります。

たしかに教育を受ける権利を記した 1 項も義務教育を定めた 2 項も残ります。しかし、教育行政については、新設される 3 項が決定的な力を持つこととなります。何を「鑑み」て努力しなければならないのか、それを新設の 3 項が定めるわけですから。結果、具体的な教育政策に関して言えば、1 項は棚上げされ、無力、無意味な飾りにすぎないものになってしまいます。

2. 改憲はすでにはじまっている。

(1) 改憲の先取りとしての教育基本法改変

ところで、いま問題にしている改憲案 26 条 3 項とよく似た表現を、2006 年に改変された教育基本法の前文に見つけることができます。

…ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

「拓く」という漢字まで共通です。ここではわざわざ「日本国憲法の精神にのっとり」と書いていますが、現在の日本国憲法の条文から見ると、基本法のこの文言は異質です。「我が国の未来を切り拓く教育」という文言を、現在の「日本国憲法の精神」から導き出すことはできません。「日本国憲法の精神にのっとり」と言うためには、憲法そのものを変えなければなりません。つまり改憲項目の 3 項の書き加えがあつてはじめて、改定教育基本法と憲法は整合性をもつものになるのです。教育基本法の改定は改憲を先取りして行っていました。

とはいえ 26 条に 3 項が書き加えられたとしても、書き加えられた項目そのものが現行憲法全体の中では異質です。ひとつの項目を書き加えたところで、憲法全体の精神は変わるものではないのです。ところが自民党の改憲案の前文には、教育にかかわるこんな文言を見つけることができます。

「…我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。…」

ここでは経済活動の活性化と国の成長が同一視されています。そして教育も科学技術も「国を成長」させることを目的として振興されるものなのです。前文のこの文章と改憲 26 条 3 項は一致します。前文をこのように変えるところまではじめて、「日本国憲法の精神」と「国の未来を切り拓く」教育は整合性を持つことになるのです。

ところで自民党の現在の改憲案は 2012 年になって公表されたものです。じつは教育基本法改定の前年の 2005 年にも改憲案が公表されています。ところがその案には 26 条 3 項の書き込みはありませんでした。前文も「自由かつ公正で活力ある社会の発展と国民福祉の充実に資し、教育の振興と…を重視する」という抑えた書き方になっていました。つまり第一次安倍内閣が教育基本法の改定にあたって念頭に置いていた改憲案は、当時の自民党が用意していた改憲案ではなく、まだ公表もされていない別の改憲案だったのです。党の公式の案さえ無視して進もうとする、確固たる意思、執念を感じます。

(2) 「生産性革命」と「日本再興戦略」

現在の内閣は「革命」を標榜しています。閣内には「人づくり革命」担当大臣なるものがあります。そしてことあるごとに「生産性革命」という言葉も使われます。

まずは「生産性革命」から考えます。安倍首相は“新三本の矢”として「名目 GDP600 兆円」「出生率 1.8」「介護離職ゼロ」の 3 項目をあげました。その中の「名目 GDP600 兆円」の実現に向けて「生産性革命」が必要になります。2015 年の 6 月に閣議決定した「日本再興戦略・改訂 2015(首相官邸・PDF)」のサブタイトル、「未来への投資・生産性革命」としてこの言葉は登場しました。その「未来への投資・生産性革命」なるものは次の 3 項目からなりたちます。

1. 「稼ぐ力」を高める企業行動を引き出す。
2. 新時代への挑戦を加速する。
3. 個人の潜在力の徹底的な磨き上げ。

この「徹底的な磨き上げ」という驚くべき表現の最後の項目が次の革命、「人づくり革命」につながります。

(3) 「人づくり革命」と「働き方改革」

「人づくり革命」とは、「質の高い教育を受けやすくすることで、個々人の能力を高める取り組み」とされます。「2020年度までに3歳から5歳までのすべての子どもの幼稚園・保育園にかかる費用を無償化すること、所得の低い家庭の子どもに対して高等教育の無償化を実現すること」などを、安部首相は具体策としてあげています。この具体策の実現は財政的にすでに怪しくなっているところもありますが、それでも看板はおろしません。この首相の発言を受けて、「人づくり革命」について議論する、「人生100年時代構想会議」がひらかれました。そこでは以下の四項目を軸に議論が進められていると伝えられます。

1. 高等教育無償化・リカレント教育の充実
2. 人材育成のあり方・大学改革
3. 企業の人材採用の多元化・多様な高齢者雇用
4. 高齢者給付中心の現行制度から全世代型社会保障への改革

1と2は高等教育、職業教育に関わります。3と4は高齢者の雇用と福祉に関わります。まずは「個人の潜在力の徹底的な磨上げ」です。さらに人材の無駄のない活用です。「人生100年時代」という言葉をつかいますが、一人ひとりの人生の幸福を考えているわけではありません。考えていることは、増え続ける高齢者をいかにして労働力として活用するかです。可能な限り高齢者を労働力として活用し、そこで浮いた高齢者向けの福祉資金を幼児教育に回す、それにより子育て世代、とくに女性の労働力を引き出す。「全世代型社会保障」なる言葉の真意はこういうことなのです。これでこそ「一億総活躍社会」は実現可能になります。幼児教育すら「生産性」の視点から考えているのです。

すでにすすめられている「働き方改革」なるものも当然ここに重なります。個々人の幸福追求のために「働き方改革」を唱えているわけではありません。あくまでも「生産性革命」の一環なのです。意図するところは可能な限りの労働力、能力の抽出以外の何ものでもありません。この「働き方改革」について、首相はこうも言っています。「“非正規”という言葉、この国から一掃してまいります。」と。注意してください、「非正規」をなくす、とは言っていません。「非正規」という言葉をなくす、と言っているのです。現実の雇用形態としての正規、非正規のちがいはそのままいいのです。正規、非正規は「働き方」の多様性の問題であり、けっきょくは個々人が能力と希望に応じて選んだものなのだ、ということにするのです。「働き方」が多様になることにより、労働力も能力も無駄なく柔軟に活用できるようになります。しかもそこで生ずるリスク、マイナスは、それを選んだ、というよりも選ばざるを得なかった本人が背負うのです。ここに労働生産性を限度まで向上させることができるしくみが完成します。

こうして日本は新たな成長へと向かい、「活力ある経済活動を通じて国を成長させる」ことが可能になります。すでに「日本再興戦略」のプログラムは実行段階なのです。

3. 改憲はどこまですすむ？

無限に発展し続ける国家の建設に向けて

(1) 教育はどうなるのか。

26条への3項の書き込みは、すでにすすめられている政策に憲法上のお墨付きを与え、加速するものです。この条項が書き加えられれば、国家発展を「鑑み」て教育資源は配分されなければならなくなります。具体的には経済的に役に立たないところから資金を引き揚げ、役に立つところに資金を投入することになります。

2017年の10月に開かれた「人生100年時代構想会議」の第2回会合において、「人づくり革命」担当相は高等教育の無償化の対象について言及しました。高等教育無償化の具体策である授業料免除や給付型奨学金の拡充の対象となる学生の進学先を、「産業界から人材を受け入れるなど実社会で評価されている大学に限定すべきだ」と言ったのです。具体的な細かい点はこれから示されると思います。しかし、経済活動の活性化に役立つ分野に限って支援していく、と声明したことまが

いはありません。これこそ改憲の先取りです。

そして「個人の潜在力の徹底的な磨上げ」を成長戦略の要とするのであれば、教育システム全体がその目標の実現に向けて検証され再編成されなければなりません。まずは高等教育の効率化がもとめられるでしょう。すでに行われている小中学生対象の「全国学力・学習状況調査」、あるいはこれから行われる予定の高校生対象の「高校生のための学びの基礎診断」、大学入試で使われる「大学入学共通テスト」といった試験も、「磨上げ」の手段として活用されるでしょう。あらゆる手だてを活用して、国家に有為な人材を育てなければならないのです。「国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み」て教育政策は展開されなければならないのですから。

(2) 国家と国民の関係

ここで話はずいぶん昔に飛びます。かつて「期待される人間像」という文書が、中央教育審議会から出されたことがありました(1966年)。愛国心と道徳を強調するその文書は、あまりにも憲法の精神からかけ離れたものであり、厳しい批判を受けることになりました。しかしその後も、その文書を生み出した思想そのものは根強く残り続けます。その「期待される人間像」が愛国心について言っているところを引用してみます(第4章「国民として」)。

「真の愛国心とは、自国の価値をいっそう高めようとする心がけであり、その努力である。自国の存在に無関心であり、その価値の向上に努めず、ましてその価値を無視しようとすることは、自国を憎むことともなろう。われわれは正しい愛国心をもたなければならない。」

この文書は50年も前のものです。あえて「真の愛国心」とか「正しい愛国心」という言い方をしたのは、「戦争と結びついた愛国心」の記憶からのためらいかもしれません。それにしても一諮問機関が国民に心がけを説く姿勢は異様です。これを過去の文書と片づけるわけにはいきません。というのは、この文書が説くところと今の改憲を支える思想があまりにも似通っているからです。

いま抜き出したところの「自国の価値をいっそう高めようとする心がけ」という言葉に注意してください。かつては一等国、二等国などという言い方がありました。国家の価値の高低など云々のできるのでしょうか。そもそも国家の価値という言い方そのものが理解し難いところです。国民の福祉を守り増進する機能の出来不出来はあるかもしれませんが、ある国を他国と比較して価値が高い低いと論ずることは、可能でもなければ、許されるものでもないでしょう。ところが自民党の改憲案では、「我が国は…国際社会において重要な地位を占めており」と、日本の国際的地位について得々と書いています。改憲論者の言うところを聞くと、どうも国家は平等な扱いをされるものではないようです。重要な国家、一目置かれる国とそうでない国があるらしいのです。国連常任理事国の地位へのこだわりも、根は同じに見えます。「期待される人間像」によれば、国家は価値の高低をはかれるものであり、そして「真の愛国心」を持つ国民は「自国の価値をいっそう高めようとする心がけ」を持たなければならないのです。改憲案前文にも同じような決意表明があります。「我々は…活力ある経済活動を通じて国を成長させる」と。二つの文書は通い合っています。

「期待される人間像」はさらにこうも言っています。「国家を構成せず国家に所属しないいかなる個人もなく、民族もない」と。そして「国家は世界において最も有機的であり、強力な集団」とも言っています。国家は人間をその中に組み込む一個の有機体なのです。この思想は2012年の自民党の改憲案にも受け継がれています。前文は日本という国家の「国柄」を確認するところからはじめます。「日本国は長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」。日本国民はそうした国家を「互いに助け合って形成する」ものであり、さらに国家を成長させるものなのです。個々の国民は日本という国家を離れて存在することはできません。今すすんでいる改憲の動きの土台にあり、自民党の改憲案前文から読み取れることができる思想は、この「国家主義的」としか形容のしようがない思想なのです。

(3) 「人間観」「国家観」の対立

改憲案が否定し消し去ろうとするものは、「個人」と「人権」です。現行憲法は、国民を「個人として尊重」し、その諸権利について「最大の尊重」を求めています(13条)。「個人」を国家の中に組み込み消し去ることは、現行憲法にあっては許されません。権利も「公の秩序」や「公益」によって限られてはなりません。個人の権利を制限できるものは、現行憲法においては「公共の福祉」、つまりは他の「個人」の存在だけです。

改憲案はその「個人」を「人」という言葉に置き換えます(改憲案13条)。ここまで論じてきたことを考えるならば、この「人」が「人材」の意味であることは言うまでもないでしょう。そして同じ条文で権利について使われる「最大の尊重」という言葉は、「最大限の尊重」に変えられています。「最大」と「最大限」はちがいます。「最大」とは、あらゆる施策の展開において、つねに一番重要なものとして扱われなければならないということです。「最大限」と言う場合は、「限」ることが前提になっています。公の秩序と公益、つまりは国家が「限」るのです。26条改憲、そこで姿を現す「国家主義的」思想による改憲は、最終的には現行憲法全体の書き換えまですすんでやっと完成します。

勘違いしてはならないのです。変えようとする条項の一つひとつを見て、「これぐらいは変えても」、「そんなに変わらないから」、などと言ってはならないのです。改憲への運動は、息長く、根深く、壮大な計画の中ですすめられています。改憲がめざすところは、国民を細胞としてその中に組み込み、無限に成長発展を続ける、「理想の国家」の建設なのです。現行憲法を変えるか変えないかという対立は、人間、社会、文化あらゆる面にわたる、見方、考え方の対立、根本的に相容れることのできない思想の対立なのです。